

とっとり農業会議情報

第34号
発行：平成25年11月29日
編集：鳥取県農業会議

主 な 内 容

- ◇ 農業委員会職員専門研修（11月15日） 2頁
- ◇ 中国四国ブロック女性農業委員研修会（11月26日） 2頁
- ◇ **農政対策ニュース** 「農地中間管理機構関連2法案の概要」 3頁
- ◇ 「琴浦の栗・ぼろたん祭」が開催される（11月17日） 4頁
- ◇ 農業会議の川上会長が緑白綬有功章を受章 4頁

平成25年度農業委員特別研修大会（11月25日）

県農業会議は11月25日、琴浦町・「カウベルホール」で農業委員特別研修大会を開催。県下の農業委員ら約320人が出席した。

今回は「農委系統組織とっとり」（市町村農業委員会・県農業会議）が昨年度作成した「とっとり農地白書」で浮き彫りになった課題の解決に向け、去る7月の農業会議総会において申し合わせ決議した「農地再生ステップアップ戦略」に組織一丸となって取り組み、農業委員会活動のさらなる促進を図るため開催した。



大会では倉吉市農業委員会の山脇優会長が市独自の遊休農地解消対策事業の取り組みについて、琴浦町農業委員会の福田会長が遊休農地対策として農業委員会が推進している栗・「ぼろたん」の導入の取り組みについてそれぞれ事例を紹介した。

この後、全国農業会議所の柚木茂夫事務局長が情勢報告。公益財団法人すかいらーくフードサイエンス研究所理事長の入澤肇氏（写真）が「昨今の農政改革論にどう対応するか」と題して記念講演した。入澤理事長は、「今の農政改革論には現場の声が反映できていない。日本農業を守るためにも勇気と誇りをもって言うべきことを言っていくことが必要」と指摘。農業委員に期待と激励のエールを送った。

農地中間管理機構関連2法案が今国会で審議

政府は、担い手への農地集積・耕作放棄地の解消を加速化するため、農地の中間的受け皿の整備を目的とする農地中間管理機構関連2法案（「農地中間管理事業の推進に関する法律案」、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案」）を10月25日に閣議決定し、今国会に提出。現在参院で審議中である。

法律案では、遊休農地の所有者への利用意向調査、機構への貸付け促進など農業委員会の役割についても具体的に位置づけている。（3頁の農政対策ニュース参照）

今後、国会審議を経て中間管理事業法（新法）は12月に公布、3月に施行、基盤法（一括法）は12月に公布、4月に施行の予定である。

農業委員会職員専門研修（11月15日）

～マネジメントセミナー～

県農業会議は11月15日、湯梨浜町・「水明荘」で「市町村農業委員会職員専門研修会」を開催した。

この研修会は、農業委員会事務局職員などを対象に農地業務を中心にマネジメントセミナーとして毎年開催しているもので、関係者約40人が参加した。

農業会議の川上会長が、最近の農業委員会を取り巻く情勢等について挨拶し、その後の研修会では、県経営支援課の担当者から転用許可後の履行確認調査や問題案件の処理方法など法令業務や日常業務のポイントについて研修を受けた。

農地を守り活かす全県運動の一環として取り組んでいる「地域を活かした農地再生ステップアップ戦略」に関しては、本県独自のとっとり伝統農地登録制度の概要や農業委員改選に向けた関係先への要請活動、荒廃農地の取扱い、農地台帳の法定化に向けた対応などについて協議・検討を行った。

また、今国会に提出審議されている農地中間管理機構関連法案について、県から説明を受け、制度の概要と農業委員会の役割などについて確認し合った。



中国・四国ブロック女性農業委員研修会（11月26日）



挨拶する鳥取県の濱崎会長

全国女性農業委員ネットワーク（船ヶ山美津子会長）と鳥取県女性農業委員の会（濱崎智熙会長）などは11月26日、米子コンベンションセンターで中国・四国ブロック女性農業委員研修会を開催した。

平成26年の夏に第22回の農業委員統一選挙を迎えるに当たり、選挙で女性農業委員をさらに増やし、女性の力を発揮してもらうためには、県域を越えた広範囲での交流や情報交換をすることが重要として開催したもの。中国四国各県から約110名の女性農業委員らが出席した。

研修会では、地元鳥取県の濱崎会長が歓迎の挨拶をした後、農業者年金基金の中園良行理事長が「女性農業者の老後を支える農業者年金制度」について、鳥取県農業会議の川上一郎会長が「農地の叫びに応える～今こそスーパー女性農委の出番～」と題しそれぞれ講演した。

川上会長は「スーパー女性農業委員として活躍するためには、知識だけでなく物事の本質を見抜く力が必要。家庭での食事は五感を磨き人間力を養うことにつながる」と食農教育の大切さにも触れながら、女性農業委員の積極的な活動に期待した。

引き続き、参加者全員が4つのテーマごとの班に分かれ、活発に意見交換を行って研修交流を深めた。



発表する鳥取県の女性農業委員

農政対策ニュース

〈農地中間管理機構関連2法案の概要〉

《10年後に目指す姿》 (日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定))

- 担い手が利用する農地面積を全農地の8割(現状5割)に拡大 (鳥取県の現状は2割)
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人(現状20万人)に拡大
- 法人経営体を5万法人(現状12,500法人)に拡大

1 農地中間管理事業の推進に関する法律案

農地中間管理機構(仮称)

(鳥取県は県農業農村担い手育成機構を想定)

借受け→

貸付け→

出し手

受け手

- ① 地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある場合や、耕作放棄地等について、農地中間管理機構が借受け
- ② 農地中間管理機構は、必要な場合には、基盤整備等の条件整備を行い担い手(法人経営・大規模家族経営・集落営農・企業)がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して、貸付け
- ③ 農地中間管理機構は、当該農地について農地としての維持管理
- ④ 農地中間管理機構は、その業務の一部を市町村等に委託し、農地中間管理機構を中心とする関係者の総力で農地集積・耕作放棄地解消を推進

2 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案

(1) 青年等の就農支援(農業経営基盤強化促進法の一部改正)

新規就農しようとする青年等は、青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けることができる。認定を受けた者に日本政策金融公庫等が無利子資金を貸付けできる。

(2) 遊休農地に関する措置の強化(農地法の一部改正)

- ① 措置の対象を遊休農地予備軍まで拡大する。
- ② 農業委員会は遊休農地の所有者に対し農地の利用意向調査を行い、機構への貸し付けを促すとともに、知事の裁定による利用権設定に至る手続きを簡素化する。
- ③ 所有者不明等の際の公告手続きを改善する。

(3) 農地台帳等の法定化(農地法の一部改正)

農業委員会は農地の所在、所有者、賃借権等の種類・存続期間等を記載した農地台帳及び地図を磁気ディスクをもって作成し、インターネット等により公表する。

(4) 農業法人に対する投資の円滑化(特別措置法の一部改正)

農業法人投資育成事業を行う投資主体として、現行の株式会社のほか、投資事業有限責任組合を追加する。

「琴浦の栗・ぼろたん祭」が開催される(11月17日)

琴浦町ぼろたん研究会(平野聖博会長・事務局=琴浦町農業委員会)は11月17日、町内で「ぼろたん祭」を開催し、大勢の家族連れなどで賑わった。「ぼろたん」は大粒で甘く、皮がぼろっとむけることから命名されている和栗で、同町農業委員会(福田昌治会長)が遊休農地を解消しようと同研究会の新たな特産づくりを支援しているもの。平成23年から栽培を始め、現在68人が5畝で栽培している。当日は、早々に完売するなど大盛況となった。



福田会長は「これからも遊休地対策に励みたい」と力強く語った。

農業会議の川上会長が緑白綬有功章を受章

県農業会議の川上一郎会長は11月22日、東京都内であった公益社団法人大日本農会(総裁:桂宮宜仁親王)が行う平成25年度農事功績者表彰において、農業改良普及功労の部門で「緑白綬有功章」を受章した。農事改良の奨励または実行上功績の顕著な者に授与され、川上会長が県の農業改良普及事業に従事していた間の砂丘ラッキョウや高原大根の生産技術確立や産地化に大きな功績があったことが評価された。同部門では県内2人目。

< 常任会議員会議だより >

第7回常任会議員会議(平成25年10月28日開催)

- 議 事 ・農地法第4条諮問答申 6件 2,273㎡
- ・農地法第5条諮問答申 27件 16,160㎡

協議報告 ○砂利採取(一時転用)案件に係る農地復元後の利用状況について

第8回常任会議員会議(平成25年11月28日開催)

- 議 事 ・農地法第4条諮問答申 4件 1,910㎡
- ・農地法第5条諮問答申 20件 18,746㎡

協議報告 ○農地中間管理事業関連法案について
○とっとり伝統農地登録制度について
○全国農業新聞の普及推進について

農業会議関係会議等予定(平成25年12月~26年1月)

12月4日(水) 農業者年金加入推進セミナー(東京)	1月上旬 とっとり伝統農地登録募集開始(~2月)
5日(木) 全国農業委員会長代表者集会(東京)	28日(木) 第10回常任会議(日本海新聞ホール)
20日(金) 第9回常任会議(水明荘)	

【編集後記】

衆院農林水産委員会は11月27日、農地中間管理機構関連2法案の修正案を可決した。11月20日の同委員会では、本県の農業農村担い手育成機構の上場理事長が参考人として意見を陳述。新法の目的に「中心経営体の生産性向上と農村の調和ある発展に資する」と明記が必要なこと、村ぐるみの推進体制が必要で新しい理念のもとに運動としての取組みが必要なことなど、現場の視点で意見を述べられました。

今後、法案が成立し制度運用に当たっては、機構と市町村が連携し、いかに活動するかが問われます。併せて農地台帳法定化により農業委員会の農地利用調整や遊休農地対策のさらなる取り組みが重要となってきます。本会としても従前の農地法や経営基盤強化促進法の制度と併せて、新制度が十分に市町村で機能するよう最善の努力をしていきます。(Y.K)